

介護人材確保・職場環境改善等事業 今後のスケジュール概要(予定)

スケジュールは現時点での暫定的なものであるため、今後変更が生じる場合があります

時 期	内 容
令和7年 3月17日(月)	交付申請書・計画書の電子申請受付開始 ※郵送での受付は4月1日(火)から開始します。 郵送先は3月下旬に県HPに掲載します。 ※原則、電子申請(県電子申請フォーム)での提出をお願いします。
〃 4月15日(火)	交付申請書・計画書の受付〆切(消印有効) ※〆切を過ぎた申請は受付できませんので、 余裕をもって申請書類を提出してください。
〃 6月中旬～下旬	交付決定通知の送付(県→法人)
〃 6月末	補助金支払(県→事業所) ※法人が受取指定した事業所
〃 10月1日(水)～10月末	実績報告書の提出受付 ※申請した全ての法人が対象 ※実績報告書の提出までに補助金を活用していただく必要があります。
〃 12月～1月	交付額確定通知の送付(県→法人) 補助金追加支払(県→事業所) ※変更交付申請した法人のみ

★必ずご確認ください★
(交付申請書類について)

【提出いただくもの】

『【岡山県版】別紙様式2(補助金・加算計画書一体化様式)』

※電子申請の場合、エクセルのSheetを分けずに、エクセルデータのまま提出してください。

【注意事項】

**※申請は事業所の介護サービス単位で入力が必要です。
サービスは別紙様式2の基本情報入力シートにてプルダウンで
選択いただきます。
入力漏れがあると、補助金が支払われませんので、
漏れがないか必ず提出前にご確認ください。**

★必ずご確認ください★（交付金額について①）

今回、事業所へお支払いする補助金の金額については以下のとおりです。

【算定方法】

交付額＝(1)一月当たりの介護総報酬額×(2)サービス類型別交付率

(基準月)

原則、令和6年12月。ただし、12月のサービス提供分が他の平常月と比較して著しく低いなど、各事業所の判断により、令和7年1月、2月又は3月の任意の月を対象月とすることができます。

(月遅れ請求、再請求等に伴う過誤調整分)

令和7年3月末日までに生じ、令和7年4月10日までに審査支払機関(国保連合会)により受理されたものに限
り、反映することとします。

(！) 計画書の「一月当たりの介護報酬総単位数」は、前年7月～12月の平均値を記載してください。

【支払先】

交付申請の際、計画書にて、法人ごとに支払先となる事業所を一つ選択していただき、県は選択された事業所の
口座へ補助金全額をお支払いします。

選択した事業所が債権譲渡の場合は、別途計画書にて振込情報の記載をお願いします。

★必ずご確認ください★ (交付金額について②)

【支払方法】

本補助金は、原則令和6年12月のサービス提供実績をもとに金額を算定し、令和7年6月末にお支払いします。

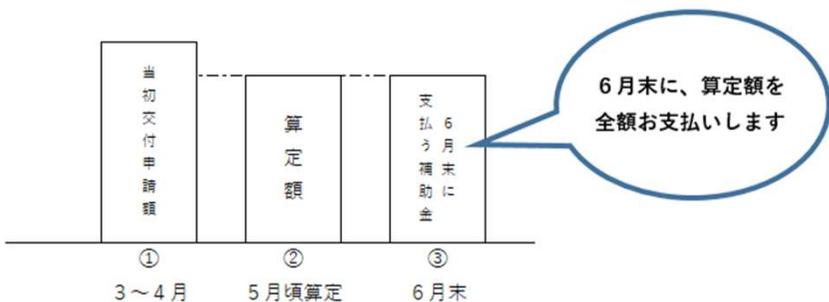
なお、当初交付申請額を、算定した補助金額が上回った場合は、交付申請額を上限としてお支払いします。

変更交付申請を行った場合には、交付申請額を超過した金額を実績報告書提出後に追加でお支払いします。

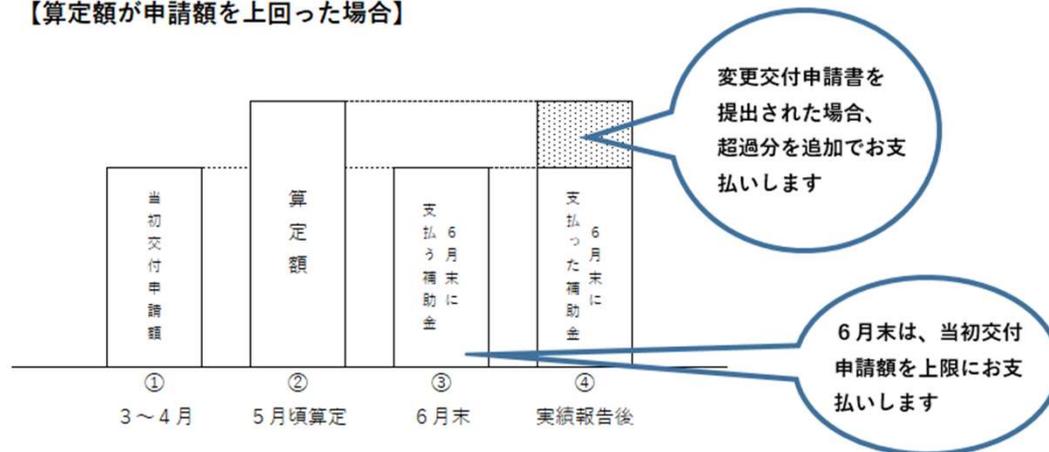
※変更交付申請は任意です。交付要綱等をご確認の上、変更交付申請のご検討をお願いします。

※不足分を全額お支払いするためには、変更交付申請後の金額を、当初交付申請額に不足分の差額を足した金額以上として設定する必要があります。(申請額 \geq 算定額とする必要があります。)

【算定額が申請額を下回った場合】



【算定額が申請額を上回った場合】



★必ずご確認ください★

(交付申請書類の提出先について)

**補助金と処遇改善加算の提出先が異なります。
誤った提出先へ届いている場合、受付ができません。**

【提出先】

●補助金 ⇒ 岡山県

電子申請の場合：県HPに岡山県電子申請サービスのURLを掲載していますので、手順に沿って入力を行ってください。

郵送の場合：指定する送付先に郵送をお願いします。
【送付先】3月下旬に県HPに掲載します。

※郵送での受付は4月からになります。

●処遇改善加算 ⇒ 各指定権者